

2021年7月21日

各 位

一般社団法人日本経済団体連合会
副会長・事務総長 久保田 政一

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請について

新型コロナウイルス感染症の予防接種の事実を公的に証明する新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（いわゆる「ワクチンパスポート」）について、本年7月26日より、各市町村（特別区を含む）において交付申請の受付が開始されます。

本接種証明書は、海外渡航先への入国時に、相手国等が防疫措置の緩和等を判断する上で活用が想定されており、接種証明書を提示することにより、防疫措置の緩和等が認められる国や地域に渡航する場合に限って申請が可能となります。いずれの国や地域への渡航の際に活用できるかについては、最新の状況を外務省のホームページ（下記参照）にてご確認ください。

なお、本接種証明書は、当面の間は、書面による交付が予定されております。経団連といたしましては、諸外国の動向等も踏まえながら、接種証明書のデジタル化についても必要に応じて検討を進めるよう政府に働きかけてまいります。

記

（別紙1）海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について

- 海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧
（外務省ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

【本件問い合わせ先】

- 接種証明の各市町村における発行窓口や個別の手続き方法については、実際に接種証明書を発行する各市町村の情報をご確認いただくか、各市町村にお問合せ下さい。
- 接種証明書の一般的・制度的事柄に関する質問は、下記厚生労働省新型コロナウイルスワクチンに係る電話相談窓口までお問合せ下さい。

厚生労働省 新型コロナウイルスワクチンに係る電話相談窓口 電話：0120-761-770

【本状送付について】

経団連 ソーシャル・コミュニケーション本部 電話：03-6741-0152

以 上